

## 国が示す適正規模適正配置の基準

		小学校	中学校
適正規模		1学校あたり12～18クラス (1学年あたり2～3クラス)	1学校あたり12～18クラス (1学年あたり4～6クラス)
適正配置	通学距離	4km以内	6km以内
	通学時間	1時間以内	1時間以内

※地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

## 学校の適正規模・適正配置 関係法令

### 学校教育法（昭和二十二年文部省令第二十六号）

第三十八条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

※中学校については、第49条において準用

### 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第41条 **小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。**

※中学校については、第49条において準用

※昭和33年の省令改正により条文化（それ以前は学校規模に関する規定はなし）

### 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十二年法律第八十一号）

第3条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

四 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

### 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百八十九号）

第4条 法第三条第一項第四号の**適正な規模の条件**は、次の各号に掲げるものとする。

一 学級数がおおむね**十二学級から十八学級**までであること。

二 **通学距離**が、**小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね六キロメートル以内**であること。

2 五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」とする。

3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる**条件に適合しない場合**においても、**文部科学大臣**が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して**適当と認めるときは**、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる**条件に適合するものとみなす。**